

全労金2019春季生活闘争ニュース・第21号

《合意速報No. 3》

四国労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

四国労組は、3月27日8時30分から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求（金庫）			回 答（金庫）		
		正職員	アソシエイト職員	再雇用 嘱託職員	正職員	アソシエイト職員	再雇用 嘱託職員
基本賃金		1～3等級1,500円 4～5等級1,000円 の引き上げ	2,000円 の引き上げ	2,000円 の引き上げ	応じられない	1,000円（※1）	応じられ ない
一時金		4.4	3.0	—	4.4	2.9	—
昨年実績		4.4	2.9	—	4.4	2.9	—
安定雇用	無期転換 登用制度	—	(実現)	—	—	(実現)	—
		—	(実現)	—	—	(実現)	—
最低賃金		時間額1,000円、日額7,330円、 月額154,000円への引き上げ			要求通り 時間額1,000円、日額7,330円 月額154,000円		
雇用環境	ジョブリターン	(実現)			(実現)		
	年休積立	(実現)			(実現)		
	私傷病休職	(実現)			(実現)		
公正処遇	年休	(実現)			(実現)		
	生休	—	(実現)	—	—	(実現)	—
	母性保護	(実現)			(実現)		
単組独自要求		—	永年勤続表彰	—	—	要求通り（※2）	—

※1：賃金表の書き換えには応じない

※2：定年制度がないため、定年退職時はなし

団体交渉において、金庫からは「2018年度決算見込みでは、マイナス金利政策の継続等による厳しい経営環境の中、職員全員の努力により予算計画を1億円超上回る見込みとなっている。2009年度から掲げてきた“預貸和1兆円目標”は、2019年度事業計画中には達成される見込みである。しかしながら、四国労金を取り巻く外部環境は、デジタル革新、異業種の銀行参入およびキャッシュレス化等、急速に変化している。第7期中期経営計画の基本方針で掲げる大改革の完遂、理念経営の実現および労金の役割発揮を実践するために、役職員一丸で取り組んでいかなければならない。全員でこの難局に立ち向かうための情報共有とベクトルあわせをしていかなければならない。組合員の皆さんの気持ち・声を貴重な意見として参考にさせていただきながら、能力を発揮し、事業

に邁進できるような環境をつくっていききたい」等の見解が表明されました。

土居闘争委員長は、「今春闘では、統一要求として基本賃金の引き上げを求めた。すべての雇用形態について有額回答は得られなかったが、アソシエイト職員の引き上げに応じるとのことであり、格差是正の観点からも前進したと考える。労使の考え方が完全に一致することは難しいと考えるが、少なくとも労使双方の考え方を共有することは出来たと判断しており、初任賃金のあり方も含め、次年度に向けて議論していきたい。金庫を取り巻く経営環境が厳しいからこそ、前を向いてどう乗り越えていくのか、金庫の発展のために、会員勤労者のために、自分たちの果たすべき役割を認識し、2019年度の事業計画達成と、会員労働者の皆さんのお役に立てる四国労働金庫を労使で作っていききたい」等を表明しました。

単組は、①基本賃金改善について、3月20日小交渉まではゼロ回答であったものの、労組の主張を理解し、アソシエイト職員の改善を金庫が判断したこと、②アソシエイト職員の永年勤続表彰制度導入について、2019年4月から正職員と同様になったこと、等から基本合意を表明しました。

なお、関連会社については、本日までの交渉で要求に対する考え方が示されており、闘争委員会では、合意できる内容と判断しているものの、会社所在地と金庫所在地が異なることから、3月29日に団体交渉を開催することとしています。

*合意単組（3単組／3月27日13時30分現在）

長野・北海道(金庫・関連)・四国(金庫)

以 上